

## 高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「民間企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社及び合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合その他特別の法律の規定により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された社団法人、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき設立された法人並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された法人をいい、個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人をいう。）は含まない。
- (2) 「医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。
- (3) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学及び高等専門学校をいう。
- (4) 「コンソーシアム」とは、それぞれの資源を持ち寄り、主体的な役割をもって、連携して補助事業を実施する民間企業等・市町村・医療機関・大学等の集合体をいう。ただし、単なる受発注の関係にある者を除く。

### (補助金交付の目的)

第3条 県では、県内の市町村、医療機関、民間企業等と、県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品や新サービスの事業化のための実証実験（ヘルスケア分野の製品やサービスについて、県内市町村、医療機関、民間企業等で運用を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。）を支援することを目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業、補助事業者等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる

者（以下「補助事業者」という。）、「補助要件」、「補助対象期間」、「補助率及び補助金額」については、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費については、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### （補助事業者の選定）

第5条 知事は、別に定める高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金募集要領に基づき、補助事業者を選定する。

#### （補助金の交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

#### （補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者

を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の増額、又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。

(2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の20パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で20パーセントを上回る変更をしようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業効率に支障がない事業計画の細部の変更は、この限りでない。

(4) 補助事業の参加者を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記第6号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の翌日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月 15 日のいずれか早い日までに、別記第 7 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第 8 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条第 4 項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金額と確定を行った補助金額とが相違する場合は、別記第 9 号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（補助事業において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについては、別記第 10 号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 11 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者が収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 3 のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 第 4 条第 1 項の規定に該当する県外民間企業等について、補助事業の実施年度から 3 年以内に県内に本社、支社又は研究拠点等を設置できなかったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第 19 条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降の 5 年間、補助事業者に対し、事業の成果に関する報告を求め、必要な調査を行い、補助事業者に発表させることができる。

(補助事業の経理等)

第 20 条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、知

事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しなければならない。

(県内発注)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 22 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 13 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 11 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 12 条第 3 項、第 15 条から第 20 条まで及び第 22 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）補助対象

補助対象事業	デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 （注）プロトタイプの実証・評価をする段階であること （注）実証実験の実施場所は県内の市町村、医療機関、民間企業等に限る。
補助事業者	県内の市町村、医療機関、民間企業等と、県内外の民間企業及び大学等で構成されるコンソーシアム （注）コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 （体制等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹事者のエントリーする事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。</li> <li>・コンソーシアムを構成する組織（以下、「コンソーシアム構成員」という。）として、県内の市町村、医療機関又は民間企業等と、県内外の民間企業等の参加は必須とする。なお、県外民間企業等については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。</li> <li>・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。</li> <li>・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。</li> <li>・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社（本店）及び営業所等（高知県内に限る。）が都道府県税を滞納していないこと。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</li> <li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。</li> </ul>
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限500万円、下限100万円

別表第2（第4条関係）補助対象経費

補助対象経費	機械装置費	当該補助事業に直接必要な機械装置、設備又は工具器具の購入（1年以上継続して使用でき、取得価格が100万円未満のものに限る。）、借用、試作、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費 （注）他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。
	労務費	直接人件費 研究開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費 （注）研究開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。 （注）補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。 （注）人件費の上限は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、上限額を超えた人件費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
事業費	謝金	当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費
	旅費	研究開発者又は補助者（アルバイト等）が当該補助事業に係る目的のために要した旅費及び当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 （注）市町村職員（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）を除く。）の旅費は対象外とする。
	原材料費	当該補助事業の実施に直接必要な原材料及び消耗品の購入に要する経費 （注）補助事業期間内に使用したものに限る。
	外注費	発注時に仕様が明確で、当該補助事業に直接必要となる加工、設計、分析、検査、調査等の外注に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 （注）上限は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。ただし、上限額を超えた外注費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
	特許等関連経費	特許権の取得等に要する経費（出願料、弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注）当該補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 （注）審査請求料等特許庁に支払う経費又は維持にかかる経費は対象外とする。
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するために必要な経費 （注）当該補助要綱に準じた内容で、委託契約を締結することを必要とする。
	その他諸経費	会議費（会場借料、機材借料、茶菓代等開催経費一式）、借用費（「機械装置費」による借用費以外の物品、場所等のリース・レンタル料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、保険料、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス。専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ計上可。）、その他知事が特に必要と認めた経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明及び証明できるもの。

※プロトタイプの開発に係る経費は、全体経費の2割未満とする。

別表第3（第7条、第8条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。